

類似範囲の明確化に関するこれまでの取り組み

1. 概要

「意匠の類似範囲の明確化」に関する議論は、「産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会¹」(大淵哲也 委員長)の中で、検討すべき項目の一つとして議論がなされた。最終的には、報告書『意匠制度の在り方について』²において、意匠の類否判断の明確化のために類否判断の主体が「需要者」³であることを明確にし、審査基準の見直し、並びに、新規性及び先後願の類否判断に関して拒絶理由通知書へ判断理由を簡潔かつ具体的に記載すること等によって審査判断の明確化を行うことが適切である旨報告された。

この報告書を受けて、意匠法の改正を行い、登録意匠とそれ以外の意匠が類似しているか否かの判断は、当該意匠が需要者に起こさせる美感に基づいて行うこととした(意匠法第24条第2項、平成19年4月1日施行)。さらに、意匠審査基準の改訂を行い(平成19年4月1日改訂)、意匠審査基準中の「公知の意匠と全体の意匠との類否判断」の項目において、類否判断の主体が「需要者(取引者を含む)」であることを明示し、記載内容も充実させた。

また、審査判断の内容を明確にするために、一部の拒絶理由通知書に対して類否判断の具体的な理由を記載する運用を開始し、適用条文を順次拡大し、運用による審査判断の明確化を行った。

平成21年3月には、前年に改訂を行った意匠審査基準第7部第4章「意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠」を理解する上で参考となる登録事例をピックアップした「画像登録事例集」を公表し、意匠審査基準の明確化に努めている。

さらに、類否判断のベースとするために特許庁が保有する意匠公知資料データベースの公開を求める要望を受け、平成17(2005)年度より、特許庁で収集した公知意匠のうち公開許諾を得られたものについて特許電子図書館(IPDL)で公開をしている。

¹ 第1回(平成16年9月15日)から第10回(平成18年1月25日)までの意匠制度小委員会が開催された。

² この報告書は平成18年2月15日に開催された「産業構造審議会 第7回知的財産政策部会」(中山信弘 部会長)に提出され、同部会の報告書とすることが了承された。(産業構造審議会知的財産政策部会報告書(平成18年2月)『意匠制度の在り方について』)

³ ここでの需要者は、「類否判断の視点を取引者としている裁判例も存在していることにかんがみ、取引者も含む概念として需要者の用語を使用するものとする。」とされている。(前掲注(2)『意匠制度の在り方について』24頁脚注14)

2. 意匠制度小委員会における「明確化」の議論

意匠制度小委員会における「類似範囲」に関する議論は、まず「類似範囲の拡大」及び「類似範囲の明確化」を検討することから始まった。その後、「拡大」より「明確化」が必要であるとの意見が議論の中で主流となり、最終的に、報告書により以下のように示された。

「意匠の類似範囲の明確化」の具体策として、「意匠の類似について、最高裁判例等において説示されている需要者からみた意匠の美感の類否であることを明確に」し、また、「審査基準の見直しを行い、新規性及び先後願に関する類否判断については、拒絶理由通知に引例と出願意匠の評価を踏まえた共通点、差異点の認定、需要者による視点を踏まえた出願意匠の特徴点を簡潔かつ具体的に記載する等によって審査判断の明確化を行う」ことが適切であるとされた⁴。

3. 平成 18 年意匠法改正⁵

(1) 改正の内容

(登録意匠の範囲等) 第二十四条 (略)

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

(2) 改正の必要性

新規性の判断は、最高裁判例上、一般需要者の視点から見た美感の類否を判断するものとされている。また、意匠権の効力範囲についても、最高裁判例上、一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠に及ぶものとされている。

このように最高裁判例において意匠の類似とは一般需要者から見た美感の類否であるとされているが、裁判例や実務の一部においては、意匠の類似についてデザイナー等の当業者の視点から評価を行うものもあり、最高裁判例とは異なる判断手法をとるものが混在していることにより意匠の類否判断が不明瞭なものとなっていると指摘されていた。

(3) 改正の概要

意匠の類否判断は、意匠制度の根幹に係る意匠の登録要件や意匠権の

⁴ 前掲注(2)『意匠制度の在り方について』24-25頁

⁵ 参考資料：『平成 18 年法律改正（平成 18 年法律第 55 号）解説書』（特許庁）第四章

効力範囲を司るものであることから、統一性をもって判断されることが望ましいと考えられる。したがって、意匠の類否判断について明確化するために、意匠の類似について、最高裁判例等において説示されている取引者、需要者からみた意匠の美感の類否であることを規定する。

(4) 改正条文の解説

意匠法第24条には、登録意匠と同一の範囲について、願書の記載と、願書添付図面に記載された意匠又は願書に添付された写真、ひな形若しくは見本により現された意匠に基いて定める旨が規定されている。他方、登録意匠に類似する意匠についての判断基準に関しては法文上の規定はないことから、意匠法第24条に第2項を設け、登録意匠とそれ以外の意匠が類似しているか否かの判断は、当該意匠が需要者に起こさせる美感の共通性の有無に基づいて判断するものであることを規定した。ここでいう需要者とは、取引者及び需要者を意味する。

最高裁判例上、意匠の類否判断の視点は一般需要者となっているが、意匠法第24条第2項において一般需要者ではなく需要者としたのは、(a)意匠法における類否判断を物品の出所混同と結びつけるために一般需要者を使用したわけではないとする最高裁判例の解説、(b)当該最高裁判例以後、意匠の類否判断の視点を取引者、需要者としている裁判例が多く存在すること等を考慮したことによるものである。

意匠の美感については、裁判例において、「看者に与える美的印象」と説明されている。また、意匠の類否判断に関しては、「全体的な美感を共通にし、類似する」、「看者に共通の美感を与えるもの」等の判断が裁判例においてなされており、意匠の類否判断の際に美感が重要な役割を果たすものとされている。

4. 意匠審査基準の改訂（平成19年4月1日）

(1) 改訂の経緯

改訂前の意匠審査基準⁶において、判断主体は明記されておらず、類否判断に関しては、本願意匠と引用意匠に係る共通点及び差異点の個別評価の際の観点及び類否判断へ及ぼす影響の大きさをごく簡単に列挙しているにすぎなかったため、記載内容の充実が求められていた。

また、平成18年法律改正（平成18年法律第55号）により、意匠の類否判断の判断主体が需要者であることが法文上明記されたことを受け、改正意匠法の施行にあわせ、意匠審査基準においても判断主体を明記す

⁶ 審査基準の具体的内容は、参考資料1-1「意匠審査基準」22.1.3.1（平成14年1月31日改訂）」を参照。

る必要があった。

(2) 改訂のポイント⁷

- 判断主体（需要者（取引者を含む））を明記した。
- 共通点・差異点を評価する際の観点を追加し、また、各観点についての説明を大幅に加筆した。
- 総合的な全体の対比・類否判断をする際の基本的な考え方を記載した。

5. 拒絶理由通知書への具体的理由の記載

(1) 拒絶理由通知書への類否判断の具体的理由記載の概要

従来、意匠法第3条第1項柱書（工業上利用可能性）、意匠法第3条第2項（創作非容易性）、意匠法第5条（不登録事由）、意匠法第7条（一意匠一出願）に関する拒絶理由通知においては、直接的な拒絶理由（意匠法のどの条文に該当するか）だけでなく、審査における判断の具体的理由も記載する運用を行っていた。

一方、意匠法第3条第1項第3号（新規性）に代表される、類否判断を必要とする拒絶理由通知に関しては、拒絶の根拠となる条文と引用意匠のみを記載していた。

こうした中、以下に示すように、平成16年10月から、拒絶理由通知書への類否判断の具体的理由を記載する運用を開始した。

(2) 拒絶理由通知書への類否判断の具体的理由記載のポイント

- 出願人に対して、審査内容を明確に伝えることを目的とする。
- 拒絶理由通知書中に、出願に係る意匠と引用意匠とが類似する具体的理由を簡潔に記載する。

(3) 運用開始時期、対象

- 平成16年10月～ 意匠法第9条第1項（先願）
- 平成19年4月～ 意匠法第3条第1項第3号（新規性） 及び
意匠法第3条の2（先願意匠の一部と
同一又は類似の後願意匠の保護除外） に拡大

⁷ 改訂後の審査基準の具体的内容は、参考資料1-2「「意匠審査基準」22.1.3.1（平成19年4月1日改訂）」を参照。

6. 画像登録事例集の公表⁸

第1回及び第2回意匠審査ワーキンググループでの審議を経て平成20年10月31日に改訂をした、意匠審査基準第7部第4章「意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠」に基づいて登録された意匠のうち、上記審査基準を理解する上で参考となる登録事例をピックアップして、「画像登録事例集」として公表し（平成21年3月）、審査基準の明確化に努めている。

7. 意匠公知資料の公開への取り組み

- (1) 『知的財産推進計画2003』において「特許庁が保有するデザイン関連情報を公開・提供するための方策について具体策をまとめる」の指摘を受け、調査事業を行い、『審査資料（公知資料）の内容充実及び公開に関する調査研究報告書』⁹をまとめ（平成16年度）、許諾を得やすいと考えられる国内企業のホームページから抽出した資料について許諾を得ていくこととした。
- (2) 平成17年度より、前年度に蓄積した国内企業のホームページに掲載された新製品情報に対し、許諾事業を行い、特許電子図書館（IPDL）に「意匠公知資料照会」機能を設け、許諾を得た資料について照会可能とした。
- (3) 平成19年度、『知的財産推進計画2007』を受け、対象を国内企業のインターネット情報だけでなく、カタログ、雑誌に拡げる方策を検討し、平成21年度、本格的な事業の実施に至った。
- (4) 平成21年10月、特許電子図書館（IPDL）に「意匠公知資料テキスト検索」機能を設け、公開許諾の得られた公知資料を意匠分類等で検索・照会可能とした。

⁸ 画像登録事例集の内容については、参考資料1-3「画像登録事例集について」を参照。

⁹ （社）日本デザイン保護協会『審査資料（公知資料）の内容充実及び公開に関する調査研究報告書』（2004）